

第2回 福井県地域防災計画原子力防災編 検討委員会 住民避難部会

【国の動き】

- (1) 原子力災害対策特別措置法の改正について
- (2) 原子力規制庁の防災組織および緊急時の対応体制について
- (3) 国の今後の進め方について

(1)原子力災害対策特別措置法の改正について

〈 国の関係自治体に対する説明会(1/23)資料より 〉

主な改正ポイント

1 「原子力防災指針」(現行:原子力安全委員会決定)の法定化

現行の「防災指針」に代わる原子力災害対策の指針を原子力規制庁が策定することを法定化

2 原子力事業者による防災訓練の強化

原子力事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令することができることとし、違反した場合の罰則等も措置

3 原子力災害対策本部の体制・機能の拡充

(1)副本部長、本部員の拡充

全ての国務大臣を本部員とし、副大臣のみならず大臣政務官も本部員に任命可能とするとともに、本部長(内閣総理大臣)を支える副本部長(環境大臣)も増員可能

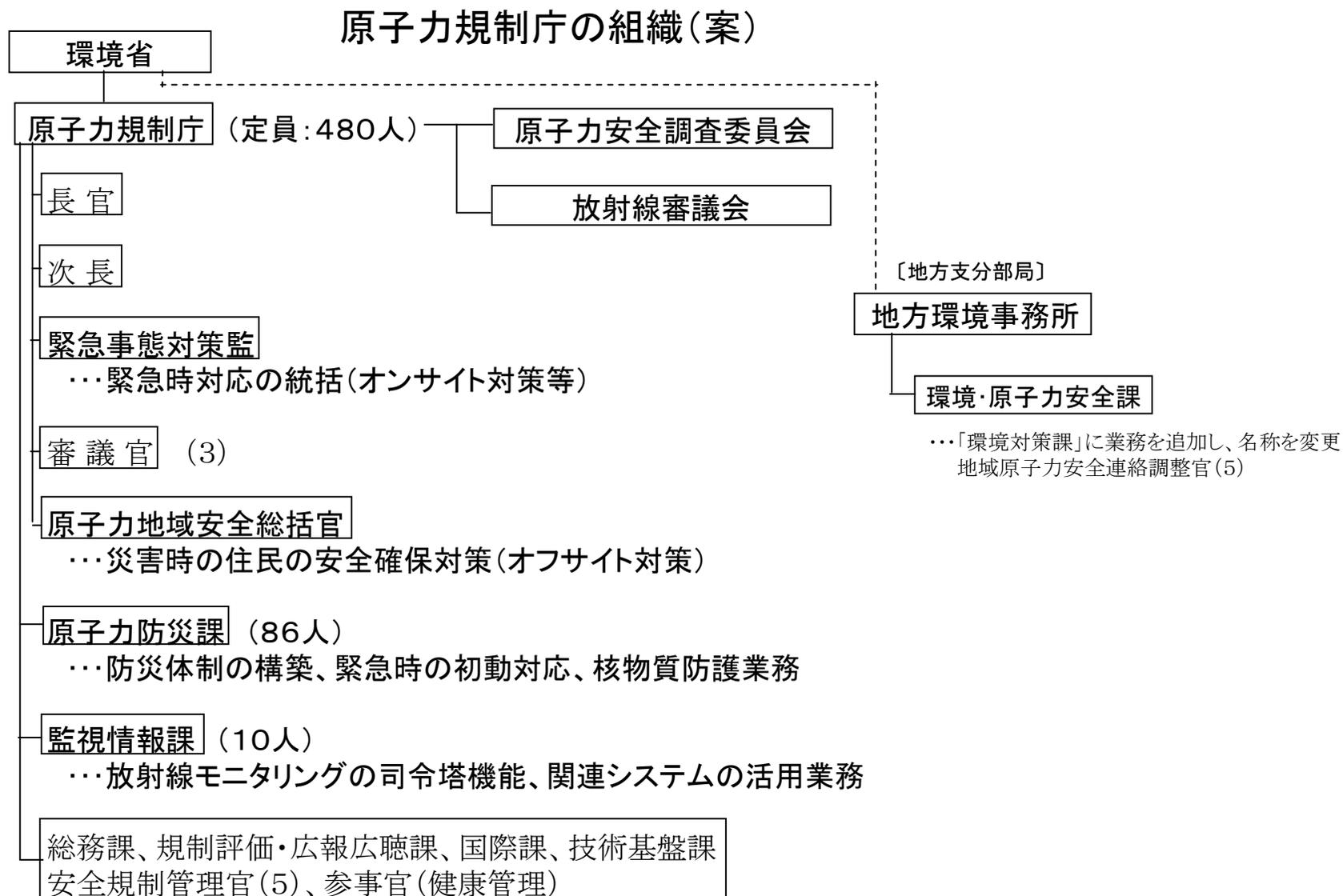
(2)事後対策における本部機能の追加

原子力緊急事態解除後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策の推進のための本部長による各省・自治体等への指示権等を確保する。

※ 自治体の災害対策本部も併せて存置し、原子力災害事後対策を実施

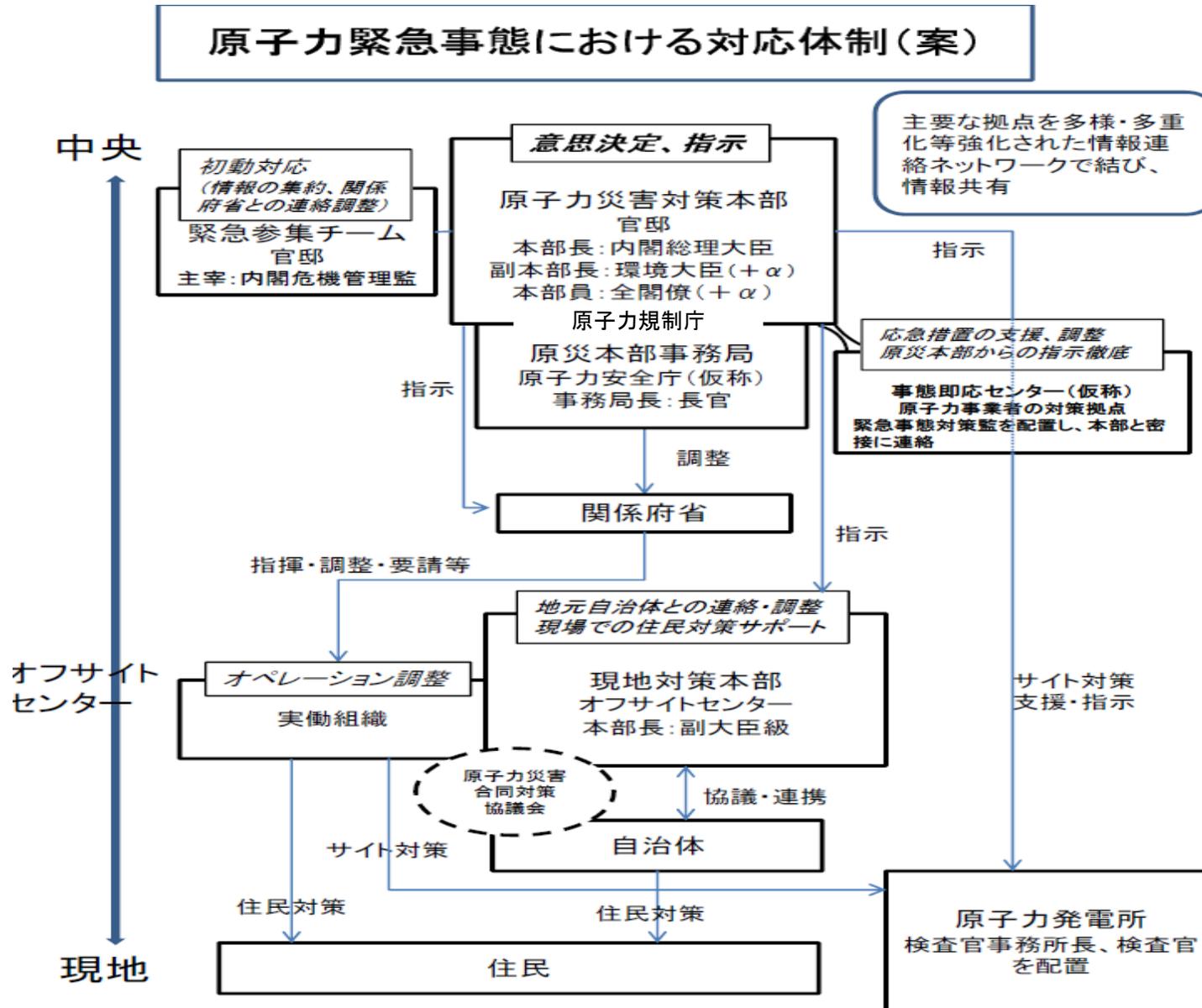
(2) 原子力規制庁の防災組織および緊急時の対応体制について

〈 国の関係自治体に対する説明会(1/23)資料より 〉



(2) 原子力規制庁の防災組織および緊急時の対応体制について

〈 国の関係自治体に対する説明会(1/23)資料より 〉



(3) 国の今後の進め方について

〈 国の関係自治体に対する説明会(1/23)資料より 〉

1 防災基本計画

(当面の予定)

- ・4月の原子力規制庁の発足に合わせ、国の防災基本計画を改定

(4月改定の内容)

- ・組織の再編や福島事故の教訓等を踏まえ、関係機関の役割や対応手順を見直し

(その後の改定)

- ・EAL、OILによる住民防護の手順
- ・事故調査・検証委員会等の報告の反映 等

緊急時活動レベル
(EAL: Emergency Action Level)
運用上の介入レベル
(OIL: Operational Intervention Level)

2 防災指針

(当面の予定)

- ・4月の原子力規制庁の発足に合わせ、国の防災指針を改定

※ 従前、原子力安全委員会が決定していたものを、今般の原災法改正において原子力規制庁が策定するものとして法定化

(4月改定の内容)

- ・3月中に予定されている原子力安全委員会による中間とりまとめのうち、検討が終了し、方向性が具体的にになった事項を防災指針に反映。(EPZ拡大等)

(その後の改定)

- ・EALとOILに基づくPAZとUPZの防護措置の発動
- ・その他、中間とりまとめの積み残しとなった事項 等

予防的防護措置を準備する区域(概ね5km)
(PAZ: Precautionary Action Zone)
緊急時防護措置を準備する区域(概ね30km)
(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone)

(3) 国の今後の進め方について

〈 国の関係自治体に対する説明会(1/23)資料より 〉

3 原災法の政省令

(当面の予定)

- ・4月の原災法の施行に合わせ、政省令を改正

(4月改定の内容)

- ・EPZ拡大に伴う協議・通報等の関係都道府県知事の追加(政令)
- ・原子力事業者防災業務計画の記載事項の変更(省令)等

(その後の改定)

- ・EALの区分(政令・省令)
- ・オフサイトセンターの要件変更(省令)等

4 原子力事業者防災業務計画

(当面の予定)

- ・原災法の省令改正に伴い、防災業務計画を改定

(改定の内容)

- ・シビアアクシデントを想定した訓練の実施
- ・その他、具体的な内容を検討中

(その後の改定)

- ・EALの具体的な基準

(3) 国の今後の進め方について

〈 国の関係自治体に対する説明会(1/23)資料より 〉

5 地域防災計画

(当面の予定)

- ・都道府県と市町村においては、4月の国の防災基本計画及び防災指針の改定を踏まえ、地域防災計画を改定・策定

※ 改正原災法に基づく防災指針を踏まえた地域防災計画の改定等は、半年程度の経過措置期間を設定

(国による支援の内容)

- ・国は、地域防災計画の策定に関し、以下の支援策を準備中

①策定ガイドラインの公表

②避難シミュレーションの支援

③PAZ・UPZの線引きのための被害想定シミュレーションの実施

④EALとOILによる新たな防護対策手順の周知(説明会の実施)

(その後の改定)

- ・EAL・OILに関する防災指針改定等を踏まえ、地域防災計画を改定

6 オフサイトセンター

(当面の予定)

- ・1月、オフサイトセンターの実態調査の実施
- ・2～3月、原子力安全委員会によるオフサイトセンターの機能等のあり方の検討
- ・4月以降、原子力規制庁において機能要件を検討し、道府県と調整の上、移転が必要と判断されれば立地調査・設計を実施。移転の必要がないものについては放射線対策のための工事を実施